



くらしのヒント

～消費生活だより～

特殊詐欺が多発!

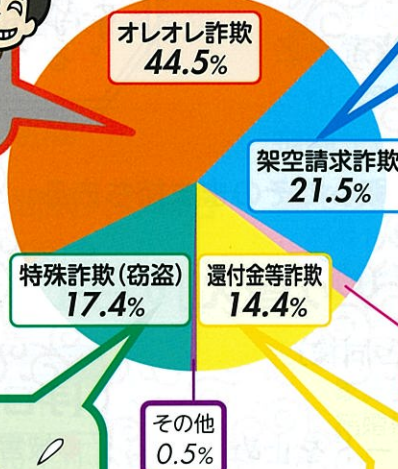
被害者の8割が65歳以上の高齢者



現金を直接受け取る手口や
キャッシュカードを
だまし取る手口が多い

消費料金に関する
訴訟最終告知の
お知らせ
※取り下げ最終期日
20XX年〇月△日

■特殊詐欺の手口別認知件数



プリペイドカード(ギフト券)を
購入させて、カード番号を
聞き出す手口が最も多い



被害者の隙を見て

キャッシュカードを偽物とすり替える窃盗が急増



ここ数年減少していたが、
今年に入って増加傾向

※全国・2019年上半期(1～6月)の暫定値、警察庁発表の広報資料および統計データによる
※「特殊詐欺(窃盗)」については、2018年分に遡り特殊詐欺に含めて計上された

会津美里町消費生活相談窓口

☎ 0242-54-2920 (相談専用)

警察官
などを
装う

キャッシュカード詐欺や カード「すり替え」の被害が増加!

■自宅にやってきた警察官や金融機関の職員などを装う者にキャッシュカードをだまし取られたり、カードを偽物とすり替えられたりして、口座から現金を引き出されてしまう被害が増加しており、特にカードの「すり替え」が急増していますのでご注意ください。

キャッシュカード詐欺の手口

①警察官や金融庁職員、銀行協会職員、銀行員などを名乗って電話をかけ、「あなたの口座が悪用されている」、「キャッシュカードが不正利用されている」、「新しいカードに交換が必要」などと言って不安をあおる。



②その後、自宅を訪ねてきた担当者を名乗る者が「カードを交換するので、いったんカードを預かる」などと言って暗証番号を聞き出し、カードを受け取ってそのまま持ち去る。



キャッシュカードの「すり替え」の手口

①(キャッシュカード詐欺の場合と同様)



②自宅を訪ねてきた者が「今のカードを止める必要がある。新しいカードができるまで、暗証番号を書いたメモと一緒に保管を」と言って、持参した封筒にカードとメモを入れさせる。



③「割り印が必要」と言って印鑑を取りに行かせるなどして、その隙に偽物のカードが入った別の封筒とすり替え、本物のカードを持ち去る。

【手口の特徴】

- 被害者をだましてキャッシュカードを受け取るのではなく、知らぬ間にすり替えるので、詐欺ではなく「窃盗」となります。
- 偽物のカードの入った封筒とすり替えるため、被害者はカードが手元にあると安心し、本物のカードが盗まれたことに気づくのが遅れ、預貯金が引き出されてしまう危険性が高くなります。

被害に遭わないために…

◆「キャッシュカードを預かる」と言われたり、暗証番号を聞かれたりしたら、「詐欺」と考える。

◎警察などの公的機関や金融機関がキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞いたりすることは絶対にありません。

◆電話の相手が警察官などを名乗ったら、電話番号を聞き、104番号案内や電話帳で正しい番号かどうか確かめる。

必要のない契約をしてしまっても…

クーリング・オフで解除できます!

■訪問販売や電話勧誘販売などで、強引・執拗に勧誘されたり嘘の説明をされたりして、必要のない商品や高額な工事の契約をしてしまうトラブルが後を絶ちません。

■こうした場合でも、一定期間内に業者に通知すれば無条件で契約をなかったことにできます。この「クーリング・オフ制度」について、しっかり理解しておきましょう。

クーリング・オフをすると…

- ★支払った代金は全額返金され、キャンセル料や違約金も一切支払う必要はありません。
- ★受け取った商品の返品費用は業者が負担します。
※早急に引き取るように請求するか、送料着払いで返送する。
- ★リフォームなどの工事が終わっている場合でも、無料で元の状態に戻すよう業者に請求できます。



クーリング・オフができる期間

■訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入の場合

……法律で決められた書類(契約書面)を受け取った日を含めて**8日間**

<例>

日	月	火	水	木	金	土
			①	2	3	4
			1日			
5	6	7	⑧	9	10	11
			8日			
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
					1日	
26	27	28	29	30	31	
				8日		

契約書面を受け取った日

クーリング・オフができる期間の最終日

契約書面を受け取った日

クーリング・オフができる期間の最終日

■その他の場合

- マルチ商法……………20日間
- 内職商法(サイドビジネス商法)、モニター商法……………20日間
- エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス……………8日間

※訪問販売には、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法(催眠商法)を含みます。

※契約書面を受け取っていない、受け取った契約書面に不備がある場合など、8日間(20日間)を過ぎてもクーリング・オフができる場合があります。

●通信販売ではクーリング・オフできません。

クーリング・オフの仕方

- ◆必ずはがきなどの書面で通知する。
- ◆クーリング・オフは、書面を出した時点から有効になるため、簡易書留や特定記録郵便など「出した日付」の記録が残る方法で通知する。
- ◆通知した証拠として、はがきのコピー(両面)と簡易書留・特定記録郵便などの受領証を保管しておく。

<はがきの書き方の例>

表 面	郵便はがき 切手 〇〇販売株式会社 (自分の住所) 御中 〇〇〇〇	裏 面	契約申込み年月日 令和〇年〇月〇日 販売会社名 〇〇販売株式会社 担当者名 〇〇〇〇 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇〇円 右の契約を解除します。 令和〇年〇月〇日
--------	--	--------	---

詳しくは、最寄りの消費生活センター等にお問い合わせください。

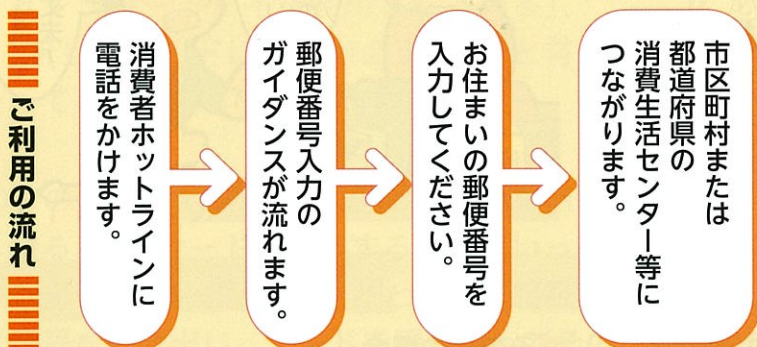
困ったときや不安なときは、 一人で悩まずに早めに相談!!

消費者ホットライン (全国共通)

☎ **188** 「イヤヤ! 嫌や! 泣き寝入り!!」
イヤヤ!
または ☎ **0570-064-370**
守ろうよ、みんなを!

★消費生活にかかわる各種トラブルに遭ったときに、相談窓口の連絡先がわからない場合でも、「消費者ホットライン」に電話をかければ、お住まいの市区町村・都道府県の消費生活センター等の相談窓口へ、年末年始を除いて毎日つながります。

★消費生活センターでは、トラブル解決のための対処法などのアドバイスやあっせん(事業者との交渉)を行っています。



※土曜・日曜・祝日(年末年始を除く)は、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターにつながります。

※PHS、一部のIP電話、プリペイド式携帯電話では利用できません。

法テラス・サポートダイヤル ☎ **0570-078374** (全国共通) おなやみなし

★トラブルの内容に応じて、解決に役立つ法制度や手続き、最適な相談窓口を専門のオペレーターが案内します。(IP電話からは ☎03-6745-5600へ)

※法テラス(日本司法支援センター)は、消費者被害など各種法的トラブルの解決を支援するために国が設立した法人です。

警察総合相談 (全国共通) ☎ **#9110** (ダイヤル回線および一部のIP電話ではつながりません。)

消費生活に関する相談を受付けています!

会津美里町消費生活相談窓口

【所在地】会津美里町字新布才地1番地(町民税務課内)

◎面接相談：月曜日～金曜日
(午前9時から午後5時まで)
※ 祝日、年末年始を除く

☎ **0242-54-2920** (相談専用)

◎月曜日～金曜日(午前9時から午後4時まで)
※ 祝日、年末年始を除く



福島県消費生活センター

【所在地】福島市中町8-2(自治会館1階)

●面接相談：月曜～金曜日
(午前9時から午後5時まで)
※ 祝日、年末年始を除く

☎ **024-521-0999** (相談専用)

※月曜から金曜日/午前9時から午後6時30分まで
※第4日曜日/午前9時から午後4時30分まで
(祝日、年末年始を除く)